第３章　更生計画の基本方針
　第１　更生計画の基本的考え方
　　１　更生３社の再建への基本方針
　　ＪＡＬグループが担っている国内および国際航空事業は、我が国における重要なインフラであって、公共性が極めて高い事業であるとともに、我が国の成長戦略上においても、国際社会における日本の経済競争力を維持拡大するにあたり、大きな影響力を有している。
　　ＪＡＬグループは、グローバルベースで競争が激化している航空業界の中で再建を図っていかなければならない。
　　したがって、ＪＡＬグループにおいては、収益力の強化を図るため、第１章、第２章において述べてきた事業の再構築に関する施策について、今後も徹底してこれを実行するとともに、更生債権等についての所要の債権放棄その他の権利変更を行い、減増資の実行を得て、財務リストラクチャリングを行う必要がある。
　　管財人は、ＪＡＬグループの事業の公益性・重要性等に鑑み、一日も早く、更生３社を含むＪＡＬグループの再建を実現するため、安全の確保を大前提として、信頼の回復と営業力の強化、そして収益構造の徹底した見直しを行いつつ、早期に本更生手続を終結させ、新生日本航空として再スタートを切ることが必要であると考える。
　　本更生計画においては、更生債権等の弁済につき、第一次的に７年間の分割弁済を原則とするが、引き続き、主要取引金融機関をはじめ、各取引金融機関および新規取引金融機関等との協議も行いながら、平成23年３月を目処として資金調達を行い、繰り上げによる早期一括弁済の実現に向けた努力を行う所存である。
　　２　更生３社および統合子会社の合併
　　⑴　更生３社および統合子会社の位置づけ
　　・株式会社日本航空（以下「ＪＡＬＳ」という。）
　　ＪＡＬグループの持株会社
　　・株式会社日本航空インターナショナル（以下「ＪＡＬＩ」という。）
　　ＪＡＬグループの事業中核会社
　　・株式会社ジャルキャピタル（以下「ＪＬＣ」という。）
　　ＪＡＬグループの金融部門を担う子会社
　　・株式会社ジャルウェイズ（以下「ＪＡＺ」という。）
　　ＪＡＬグループの国際線航空子会社
　　・株式会社ジャルリーブル（以下「ＡＡＺ」という。）
　　ＪＡＬグループの経理部門を担う子会社
　　なお、以下、ＪＡＬＳ、ＪＡＬＩ及びＪＬＣを合わせて「更生３社」といい、ＪＡＺ及びＡＡＺを合わせて「統合子会社」という。
　　⑵　単一の事業体
　　ＪＡＬＳはＪＡＬグループの持株会社であり、ＪＬＣおよび統合子会社は実質的にＪＡＬＩの一事業部門に過ぎない。
　　一方、更生３社および統合子会社は形式的には別法人であり、各社によって資産負債の状況は異なるものの、いずれも、商号の一部に日本航空またはジャルという共通名称を用いており、役員および従業員の大部分はＪＡＬＩからの出向者で占められ、業務はＪＡＬＩと同一の執務スペースで行われていた。また、更生３社および統合子会社は、金融機関から資金調達を行う場合あるいは事業展開を図る場合においては、専らＪＡＬＩの信用力に依拠してきた経緯があり、巨額の内部債権および重複債権の存在がこのことを如実に示している。
　　したがって、ＪＡＬＳ、ＪＬＣおよび統合子会社は、資本関係のみならず人的関係および組織においてもＪＡＬＩと不可分一体の関係にあり、その結合性は強固であることから、これらを一体としてみることによって、更生３社の実体を適正に把握することができる。
　　このように更生３社および統合子会社は、実質的には単一の事業体にほかならないことから、これらを一体として再建することが最も合理的かつ効率的である。また、更生３社の更生債権等の権利変更については、更生３社ともに同一の取扱いをすることが、利害関係人にとっても最も公正衡平な結果を実現することになる。
　　以上から、更生計画を策定するにあたっては、この単一の事業体という実質に即した取扱いが必要となる。
　　⑶　合併と均一弁済
　　以上の点から、更生３社および統合子会社は、ＪＡＬＩを存続会社として合併し、更生債権等の弁済率は、全て同一とする（いわゆるパーレート弁済）。
　　３　弁済資金の調達方法
　　弁済資金は、以下のとおりである。
　　⑴　現預金および事業収益金
　　⑵　新株式に対する払込金
　　⑶　裁判所の許可を得て行う借入金
　　⑷　資産処分による売得金等
　第２　更生計画の骨子
　　１　合併および権利変更
　　⑴　ＪＡＬＩは、更生会社であるＪＡＬＳおよびＪＬＣを吸収合併した後、全発行済み株式を無償取得したうえで自己株式を全部消却し、機構から払込みを受け募集株式を発行する。
　　⑵　ＪＡＬＩは、ＪＡＺおよびＡＡＺを吸収合併する。
　　⑶　更生３社間の更生債権その他の債権・債務は、合併の効力が生ずることにより全て消滅する（内部債権の消滅）。
　　⑷　合併の効力発生日は、更生計画認可決定日の翌日とする。
　　⑸　更生債権等の権利変更は、更生計画認可決定日の翌日、更生３社合併後に生じるものとする。
　　２　重複債権の措置
　　⑴　重複債権の定義
　　更生３社の更生担保権者または一般更生債権者が、更生３社のうち複数の会社に対して、確定更生担保権または確定一般更生債権を有する場合において、これら複数の債権が主たる債権とこれに対する保証債権等（物上保証を含む。）または連帯債権等同一の給付を目的とし、一つの債権に対する弁済が他の債権を消滅させる関係にあるとき、当該複数の債権を重複債権という。
　　ただし、これら複数の債権が互いに金額を異にするときは、重なり合う部分について重複債権という。
　　⑵　重複債権の取扱い
　　ア　重複債権の一方が更生担保権であり、他方が一般更生債権である場合には、更生担保権を弁済の対象とし、他方の一般更生債権は全額免除を受ける。
　　イ　重複債権のいずれもが一般更生債権である場合には、主たる債務に該当する債権のみを弁済の対象とし、保証債務履行請求権については全額免除を受ける。また、双方の一般更生債権が連帯債務または不真正連帯債務の関係にある場合には一方のみを弁済の対象とし、他方については全額免除を受ける。
　　ウ　重複債権の一方が更生担保権と一般更生債権であり、他方が一般更生債権である場合には、更生担保権を限度としてアを適用し、これを超える部分については、イを適用する。
　　エ　債権の一方が更生担保権と一般更生債権であり、他方が更生担保権であって、これらの一部が重複債権である場合には、まず、一方の更生担保権を弁済の対象とし、次に、他方の更生担保権につきアを適用する。
　　３　更生担保権
　　⑴　権利の変更および弁済方法の原則
　　確定更生担保権全額について、平成24年から平成30年まで毎年３月末日限り、年１回の均等分割弁済を行う。
　　ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、均等分割期間中であっても一括弁済を行うことができる。
　　なお、繰り上げによる早期一括弁済を行う場合でも、繰り上げ弁済を受けないことについて管財人と合意した更生担保権者がいるときは、当該更生担保権者についてのみ繰り上げ弁済を行わないことができる。